

人事訴訟法等の一部を改正する法律案要綱

第一 人事訴訟法の一部改正

一 人事に関する訴えの管轄権（第三条の二関係）

人事に関する訴えは、次の1から7までのいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができるとすること。

1 身分関係の当事者の一方に対する訴えであつて、当該当事者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

2 身分関係の当事者の双方に対する訴えであつて、その一方又は双方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

3 身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

4 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方又は双方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

5 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき（その一方又は双方がその死亡の時に日本の国籍を有していたときを含む。）。

6 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

7 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

二 関連請求の併合による管轄権（第三条の三関係）

一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求（当該人事訴訟における当事者の一方から他の一方に対するものに限る。）とをする場合においては、日本の裁判所が当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。

三 子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権（第三条の四関係）

1 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有するときは、第三十条第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有するものとする。

2 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、第二の十一から四までのいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有するものとする。

四 特別の事情による訴えの却下（第三条の五関係）

裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者間の成年に達しない子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

五 訴えの変更及び反訴（第十八条第二項及び第三項関係）

1 日本の裁判所が請求の変更による変更後の人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場合には、原告は、変更後の人事訴訟に係る請求が変更前の人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とするときに限り、第十八条の規定により、請求を変更することができるものとする。

2 日本の裁判所が反訴の目的である次に掲げる請求について管轄権を有しない場合には、被告は、それぞれに定める場合に限り、第十八条の規定による反訴を提起することができるものとする。

- (一) 人事訴訟に係る請求 本訴の目的である人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とする請求を目的とする場合
- (二) 人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求 既に日本の裁

判所に当該人事訴訟が係属する場合

六 日本の裁判所の管轄権に関する職権証拠調べ、管轄権の標準時（第二十九条第一項関係）

民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三条の十一及び第三条の十二の規定の適用によるものとする。

七 人事訴訟を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄（第三十条関係）

民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十一条の規定の適用によるものとする。

第二 家事事件手続法の一部改正

一 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件の管轄権（第三条の二関係）

裁判所は、不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の五十五の項の事項についての審判事件をいう。）について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

二 失踪の宣告の取消しの審判事件の管轄権（第三条の三関係）

裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件（別表第一の五十七の項の事項についての審判事件をいう。）について、次の1から3までのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

1 日本において失踪の宣告の審判があったとき。

2 失踪者の住所が日本国内にあるとき又は失踪者が日本の国籍を有するとき。

3 失踪者が生存していたと認められる最後の時点において、失踪者が日本国内に住所を有していた

とき又は日本の国籍を有していたとき。

三 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件の管轄権（第三条の四関係）

裁判所は、嫡出否認の訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するときは、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（別表第一の五十九の項の事項についての審判事件をいう。）について、管轄権を有するものとする。

四 養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権（第三条の五関係）

裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判事件（別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同表の六十三の項の事項についての審判事件をいう。）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

五 死後離縁をするについての許可の審判事件の管轄権（第三条の六関係）

裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判事件（別表第一の六十二の項の事項についての審判事件をいう。）について、次の1から3までのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

1 養親又は養子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

2 養親又は養子はその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

3 養親又は養子の一方が日本の国籍を有する場合であつて、他の一方がその死亡の時に日本の国籍を有していたとき。

六 特別養子縁組の離縁の審判事件の管轄権（第三条の七関係）

裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判事件（別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。）について、次の1から5までのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

1 養親の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

2 養子の実父母又は検察官からの申立てであつて、養子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

3 養親及び養子が日本の国籍を有するとき。

4 日本国内に住所がある養子からの申立てであつて、養親及び養子が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

5 日本国内に住所がある養子からの申立てであつて、養親が行方不明であるとき、養親の住所がある国においてされた離縁に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが養親と養子との間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

七 親権に関する審判事件等の管轄権（第三条の八関係）

裁判所は、親権に関する審判事件（別表第一の六十五の項から六十九の項まで並びに別表第二の七

の項及び八の項の事項についての審判事件をいう。）、子の監護に関する処分の審判事件（同表の三の項の事項についての審判事件をいう。）（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）及び親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（別表第一の百三十二の項の事項についての審判事件をいう。）について、子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

八 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件等の管轄権（第三条の九関係）

裁判所は、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件（別表第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。）又は未成年後見人の選任の審判事件（同表の七十一の項の事項についての審判事件をいう。）について、未成年被後見人となるべき者若しくは未成年被後見人（以下この段落において「未成年被後見人となるべき者等」という。）の住所若しくは居所が日本国内にあるとき又は未成年被後見人となるべき者等が日本の国籍を有するときは、管轄権を有するものとする。

九 夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件の管轄権（第三条の十関係）

裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（別表第一の八十四の項及び八十五の項並びに別表第二の一の項から三の項まで、九の項及び十の項の事項についての審判事件（同表の三の項の事項についての審判事件にあつては、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件に限る。）をいう。）について、扶養義務者（別表第一の八十四の項の事項につ

ての審判事件にあつては、扶養義務者となるべき者）であつて申立人でないもの又は扶養権利者（子の監護に要する費用の分担に関する処分 of 審判事件にあつては、子の監護者又は子）の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする
こと。

十 相続に関する審判事件の管轄権（第三条の十一関係）

1 裁判所は、相続に関する審判事件（別表第一の八十六の項から百十の項まで及び百三十三の項並びに別表第二の十一の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。）について、相続開始の時にける被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時にける被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は住所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有するものとする。

2 相続開始の前に推定相続人の廃除の審判事件（別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。）は、推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（同表の八十七の項の事項についての審判事件をいう。）は、遺言の確認の審判事件（同表の百二の項の事項についての審判事件をいう。）又は遺留分の放棄についての許可の審判事件（同表の百十の項の事項についての審判事件をいう。）の申立てがあつた場合における1の適用については、1中「相続開始の時にける被相続人」とあるのは「被相続人」と、「相続開始の前」とあるのは「申立て前」とするものとする。

3 裁判所は、1の場合のほか、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。）、相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件（同表の九十の項の事項についての審判事件をいう。）、限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の審判事件（同表の九十四の項の事項についての審判事件をいう。）、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件（同表の九十七の項の事項についての審判事件をいう。）及び相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件（同表の九十九の項の事項についての審判事件をいう。）について、相続財産に属する財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

4 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件（別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。）の申立てをすることができるかについて定めることができるものとする。

5 民事訴訟法第三条の七第二項から第四項までの規定は、4の合意について準用するものとする。

十一 財産の分与に関する処分の審判事件の管轄権（第三条の十二関係）

裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件（別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。）について、次の1から4までのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

1 夫又は妻であった者の一方からの申立てであって、他の一方の住所（住所がない場合又は住所が

知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

2 夫であつた者及び妻であつた者の双方が日本の国籍を有するとき。

3 日本国内に住所がある夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、夫であつた者及び妻であつた者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

4 日本国内に住所がある夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた財産の分与に関する処分に係る確定した裁判が日本国内で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

十二 家事調停事件の管轄権（第三条の十三関係）

1 裁判所は、家事調停事件について、次の（一）から（三）までのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

（一）当該調停を求める事項についての訴訟事件又は家事審判事件について日本の裁判所が管轄権を有するとき。

（二）相手方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

（三）当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意をしたとき。

2 民事訴訟法第三条の七第二項及び第三項の規定は、1三の合意について準用するものとする。

3 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての調停事件については、1（二）及び三に係る部分に限る。）は、適用しないものとする。

十三 特別の事情による申立ての却下（第三条の十四関係）

裁判所は、一から十二までの事件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（遺産の分割に関する審判事件について、日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の合意に基づき申立てがされた場合を除く。）においても、事案の性質、申立人以外の事件の関係人の負担の程度、証拠の所在地、未成年者である子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが適正かつ迅速な審理の実現を妨げ、又は相手方がある事件について申立人と相手方との間の衡平を害することとなる特別の事情があると認めるときは、その申立ての全部又は一部を却下することができるものとする。

十四 管轄権の標準時（第三条の十五関係）

日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。

十五 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の効力（第七十九条の二関係）

外国裁判所の家事事件についての確定した裁判（これに準ずる公的機関の判断を含む。）については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第百十八条の規定を準用するものとする。

第三 民事執行法の一部改正

一 外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄するものとする。 (第二十四条第一項関係)

二 第二十四条第一項に規定する地方裁判所は、執行判決を求める訴えの全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、一にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができるものとする。 (第二十四条第二項関係)

三 一の家庭裁判所は、執行判決を求める訴えの全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、一にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができるものとする。 (第二十四条第三項関係)

四 一の外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決は、裁判の可否を調査しないでしなればならないものとする。 (第二十四条第四項関係)

五 一の外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えは、外国裁判所の家事事件における裁判が、確定したことが証明されないとき、又は第二の十五において準用する民事訴訟法第百十八条各号に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならないものとする。 (第二

十四条第五項関係)

六一の外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決においては、外国裁判所の家事事件における裁判による強制執行を許す旨を宣言しなければならないものとする。 (第二十四条第六項関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う経過措置の規定を整備すること。 (附則第二条から第四条まで関係)
- 三 この法律の施行に伴う関係法律の規定を整備すること。 (附則第五条関係)